

8月から自己負担限度額が変わります

国保・後期高齢者医療の高額療養費制度

医療費の自己負担額が一定の額を超えた場合、高額療養費が支給されます。8月から国民健康保険に加入している70歳以上の方と、後期高齢者医療保険に加入している方の自己負担限度額が変更になります。

国保年金課国保係
☎995-1814
後期高齢者医療係
☎995-1813

8月からの自己負担限度額

8月から、区分が現役並みの方と一般の方の自己負担限度額が変わります。

対●国民健康保険に加入している70歳以上の方 ●後期高齢者医療制度に加入している方

自己負担限度額（月額）

所得要件	区分	7月まで		8月から	
		外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
医療費の自己負担割合が3割の方	現役並み	44,400円	80,100円※1 (44,400円※2)	57,600円	80,100円※1 (44,400円※2)
医療費の自己負担割合が1割または2割で、低I・低II以外の方	一般	12,000円	44,400円	14,000円※3	57,600円 (44,400円※2)
市民税が非課税で、低I以外の方	低II	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
市民税が非課税で、その世帯の各所得が、必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方	低I	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円

※1 医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算

※2 過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額

※3 年間限度額は144,000円

医療費が高額になった場合

高額療養費

1カ月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費が支給されます。対象の方には、診療月の約2カ月後に高額療養費の申請書をお送りしますので、国保年金課へ申請してください。

特 高額療養費の申請書、領収書、はんこなど

※後期高齢者医療制度に加入している方は、高額療養費の申請を1度行うと、次回以降に支給がある場合は最初に登録した口座に支給額が振り込まれます。



限度額適用認定証

医療機関の窓口で提示すると、支払いが自己負担限度額までになります。入院などの予定がある場合は、申請してください。

対●70歳未満の方

●70歳以上で低所得I・IIに該当する方

特 保険証とはんこをお持ちの上、国保年金課で申請してください。

※市民税の申告がない方は、交付できない場合がありますので、申告を行ってください。

※保険税(料)を滞納している場合、限度額適用認定証の交付を受けられないことがあります。